

静岡県告示第2号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき告示する。

なお、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、令和元年7月8日から令和元年7月18日までの間に実施する。

令和元年5月7日

静岡県知事 川勝平太

1 定期検査日程

検査区域 磐田市

検査期日	検査時間	検査場所
6月10日(月)	午前11時～午後4時	磐田市役所豊岡支所
6月11日(火)	午前10時～午後4時	磐田市役所豊岡支所
6月12日(水)	午前10時～午後4時	磐田市役所竜洋支所
6月13日(木)	午前10時～午後3時	磐田市役所竜洋支所
6月14日(金)	午前10時30分～午後3時	磐田市向笠交流センター
6月17日(月)	午前10時30分～午後3時	磐田市役所豊田支所
6月18日(火)	午前10時30分～午後3時	磐田市役所豊田支所
6月19日(水)	午前10時30分～正午	磐田市役所豊田支所
	午後1時～午後3時	磐田市岩田交流センター
6月21日(金)	午前10時30分～午後3時	遠州中央農業協同組合東部支店
6月24日(月)	午前11時～午後4時	磐田市役所福田支所
6月25日(火)	午前10時～午後4時	磐田市役所福田支所
6月26日(水)	午前10時～午後4時	磐田市役所福田支所
6月27日(木)	午前10時～午後3時	磐田市役所福田支所
6月28日(金)	午前10時30分～午後3時	磐田市急患センター
7月1日(月)	午前10時30分～午後3時	磐田市見付交流センター
7月2日(火)	午前10時30分～午後3時	磐田市見付交流センター
7月3日(水)	午前10時30分～午後3時	磐田市役所（iプラザ駐車場）
7月4日(木)	午前10時30分～午後3時	磐田市役所（iプラザ駐車場）

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会